

【別紙 1】日本財団が行う、主な造船関係貸付事業の内容概略

【一般設備資金又は運転資金貸付制度】

- 1) 貸付資金種類：[設備資金] 船台、ドック・工場・事務所・機械・船舶などの設備に必要とする資金、及び、土地取得資金（造船関係事業の用に供しない土地は対象外）、鉄道・運輸機構との共有船建造資金、環境規制(バラスト水処理・SO_x・NO_x規制・EEXI・CII 規制)に対応する船舶の改修資金
[運転資金] 資材仕入・販売・加工・製造・諸経費支払いに必要な資金
- 2) 貸付期間：設備資金／15 年以内、運転資金／5 年以内
- 3) 利率：年 1.6 %以内（全期間固定金利、6 カ月後払い）
- 4) 利用対象者：造船業・造船関連工業・海運業(機構共有船建造資金・船舶改修資金に限る)・マリーナ等の事業者
- 5) 貸付金限度額：設備資金／20 億円(財団が認める場合は 40 億円)、運転資金／10 億円（財団が認める場合は 20 億円）・所要資金額の 80%以内（機構共有船建造の設備資金は鉄道・運輸機構の費用分担額を除いた金額で 20 億円以内）

【低・脱炭素船舶建造資金貸付制度】（募集予定額は 150 億円/年）

- 1) 融資対象者：LNG・アンモニア・水素を主機関の燃料とする船舶、又は海事産業強化法に基づく「特定船舶導入計画」認定を受けた船舶を建造する事業者
- 2) 融資金の限度額：所要資金の 80%以内(鉄道・運輸機構の共有船は鉄道・運輸機構の費用分担額を除いた金額)で 1 隻 20 億円以内(ただし、当年度中の支払に充当する資金に限る)。1 事業者 1 年度 40 億円以内
- 3) 事業者への融資利率：0%(無利子融資)
- 4) 償還期限：4 年以上 18 年以内。当初 3 年 6 カ月以上 4 年以内の元金返済据置期間あり
- 5) 取扱経費：財団から取扱金融機関に、年 1%+消費税を支払う

【中小造船業経営革新支援資金貸付制度】

- 1) 貸付資金種類：[設備資金]経営革新の為の事業又は異分野連携新事業分野開拓計画事業、経営力向上に係る事業に必要な設備資金及び土地取得資金（造船関係事業の用に供しない土地は対象外）
[運転資金]経営革新の為の事業又は異分野連携新事業分野開拓計画事業、経営力向上に係る事業に必要な運転資金
- 2) 貸付期間：設備資金／15 年以内、運転資金／5 年以内
- 3) 利率：年 1.3%以内（全期間固定金利、6 カ月後払い）
- 4) 利用対象者：造船関係事業者で「中小企業等経営強化法」に基づき承認または認定を受けた者
- 5) 貸付金限度額：設備資金／20 億円、運転資金／5 億円